

**訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション  
重要事項説明書**  
＜令和 6年 6月 1日現在＞

当事業所は利用者に対して訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

1 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供する  
事業者の概要

事業者名称	医療法人社団 栄正 慈英病院
代表者氏名	理事長 前田 正存
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒880-0853 宮崎市中西町 160 番地 (電話) 0985-23-5000 (FAX) 0985-23-5886
法人設立年月日	平成 29 年 1 月 13 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	慈英病院 訪問リハビリテーション
介護保険指定 事業所番号	4510119805 (平成 12 年 4 月 1 日指定)
事業所所在地	〒880-0853 宮崎市中西町 160 番地
連絡先 相談担当者名	(電話) 0985-23-5000 (FAX) 0985-23-5886
事業所の通常の 事業の実施地域	宮崎市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は向上を図るために、適切な訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や介護支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービス等と連携を図りながら、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることに努めます。また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ※ただし、日曜、祝祭日、年末年始（12月30日から翌年1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後4時まで

※上記営業時間以外（午前8時30分から午後5時30分まで）でも、ご希望の方はご相談下さい。

(4) 事業所の職員体制

管理者	前田 正存
-----	-------

職種	職務内容	人員数
医師	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画の作成に係る診療を行います。	1名（兼務）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> <li>サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービス等と連携を図ります。</li> <li>医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。</li> <li>訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</li> <li>常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</li> <li>それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</li> <li>リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、適切なサービスを提供します。</li> </ol>	理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士  1名以上 （常勤）

3 サービスの内容

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	要介護又は要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの禁止行為

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業者は、サービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他の利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 提供するサービスの利用料

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担額」は原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支払い限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問リハビリテーションの利用料、利用者負担額

(介護保険を適用する場合)

【訪問リハビリテーション】

区分		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (自己負担額1割の場合) ※(注2)参照	
訪問リハビリテーション1 (1回につき)		3,080円	308円	
加算の種類		基本利用料	利用者負担額 (自己負担額1割の場合)	算定回数
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内	2,000円	200円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算口	医師の説明がない場合	2,130円	213円	1月につき
	医師の説明がある場合	4,830円	483円	
サービス提供体制強化加算(I)		60円	6円	1回につき

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの利用料、利用者負担額

(介護保険を適用する場合)

【介護予防訪問リハビリテーション】

区分		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (自己負担額1割の場合) ※(注2)参照	
予防訪問リハビリテーション1 (1回につき)		2,980円	298円	
加算の種類		基本利用料	利用者負担額 (自己負担額 1割の場合)	算定回数
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内	2,000円	200円	1日につき
サービス提供体制強化加算(I)		60円	6円	1回につき
12月超え減算(3月に1回以上リハビリテーション会議を実施しない場合)		-300円	-30円	1回につき

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注1) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注2) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、退院・退所又は認定日から3月以内の期間に集中的(週に2回以上、1日あたり20分以上)に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

※ リハビリテーションマネジメント加算 B2については、訪問リハビリテーション計画の進捗等を定期的に見直しを実施し、医師からの説明を行なう事、また国へのデータ提出及びフィードバックを行う事で、リハビリの質を管理する場合に加算します。また介護支援専門員を通じた居宅サービス事業者等への情報共有も行います。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問リハビリテーション事業所のサービスを提供する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上のものがいる場合に加算します。

※ 主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による

提供となります。

- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

### (3) その他の費用

① 交通費	通常の事業の実施地域以外への訪問リハビリテーションに要した交通費を請求します。(事業所から片道 20 km以上 1,000 円)
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、通知をすることなくサービスの中止を希望した場合は、利用料の全部または一部をキャンセル料として請求させて頂くことがあります。

## 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法

① 利用料、利用者負担 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までのサービス利用訪問時にお渡しします。また、ご希望があれば利用者あてに郵送します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 現金支払い (イ) 事業者指定口座への振り込み イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

- ※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 1 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払分をお支払いいただくことがあります。

## 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護（要支援）認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成します。作成した計画書は利用者及びご家族に説明と同意を得て交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 7 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定。

虐待防止に関する責任者	医師 前田 正存
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用の支援。
- (3) 高齢者虐待防止のための指針の整備。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をも</li> </ul>

	<p>って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	---

## 9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
	住 所	
	電話番号	

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	続 柄	

## 10 事故発生時の対応方法

利用者に対する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名：損保ジャパン日本興亜株式会社</p> <p>保険名：宮崎県医師会団体医師賠償責任保険</p> <p>補償の概要：医療従事者の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の損害賠償を負担する。</p>
--

### 11 身分証携行義務

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 12 心身の状況の把握

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとし

ます。

### 1 3 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

### 1 4 サービス提供の記録

- (1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

### 1 5 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 1 6 サービス内容に関する苦情・相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	地域医療連携室 岩切 和子 リハビリテーション科 永友 知佳 (電話番号) 0985-23-5000 (FAX) 0985-23-5886 (受付時間) 平日月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所以外に、下記の期間にも申し立てることができます。

苦情受付機関	宮崎市介護保険課	(電話番号) 0985-21-1777
	宮崎県国民健康保険団体連合会	(電話番号) 0985-25-4901

### 1 7 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問リハビリテーションサービスを受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

### 1 8 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

感染症の発生およびまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 院内感染防止対策委員会の開催。
- (2) 感染症及びまん延防止の為の指針の整備。
- (3) 感染症及びまん延防止の為の研修の実施。
- (4) 専任担当者の配置



感染症防止に関する責任者	医師 前田 正存
--------------	----------

19 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

当事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

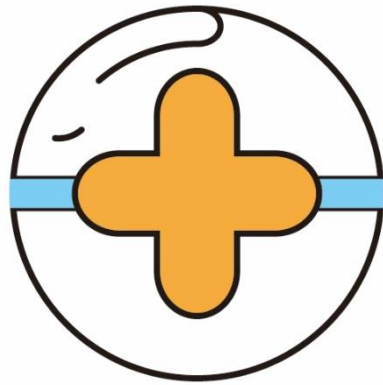
事業者	所在地	宮崎市中西町 160 番地
	法人名	医療法人社団 栄正 慈英病院
	代表者名	理事長 前田 正存 印
	事業所名	慈英病院 訪問リハビリテーション
	説明者氏名	永友 知佳 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

訪問リハビリテーション  
介護予防訪問リハビリテーション  
重要事項説明書



医療法人社団 栄正  
慈 英 病 院  
訪問リハビリテーション

(事業所番号：4510119805)

宮崎県宮崎市中西町160番地

TEL 0985-23-5000

FAX 0985-23-5886

URL <http://www.jiei.jp>